

いじめ防止基本方針

「菊川市いじめ0宣言」を受けて

- ①いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ②学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「子どもが同じ学級や学校・地域等の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」で、「受けたことがいじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うようにする。」と捉えることとする。

【いじめ防止対策推進法より】

(2) いじめの実態

本校児童は、授業や学校行事等、教育活動全体を通してめあてをもって取り組み、よさを伸ばしていくことに努力している。友だちが困っていると優しく声をかけて手をさしのべることのできる思いやりのある子が多い。

しかし、その一方で、自分の気持ちを伝えることに苦手意識をもっていたり、気持ちをため込んでしまったりする子がいる。また、そのつもりでなくても軽はずみな言動から友だちを悲しませてしまうこともある。そのようなことからいじめにつながらないように、その都度互いの話を聞き、言葉のもつ意味を教えたり、自分の行いを見つめ直させたりして、全職員で協力して取り組んでいる。

(3) 目指す子どもの姿

- 学校教育目標 「 蛍の子（ひかりかがやく子） 」
- 重点目標 「 自分でひかる 人のためにひかる みんなとひかる 」
- 生徒指導方針 「 よさに気付く子、よさを築く子を育てる 」

2 いじめ防止対策の組織

(1) 組織体制

いじめ防止対策委員会の設置、定期開催、随時開催

(2) 主な構成員及び役割

【主な構成員】

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係学年

【主な内容】

いじめ防止基本方針等作成、防止対策議事録の集積、ケース会議、いじめ防止アンケート、いじめに関する情報の引き継ぎ、いじめに関する職員研修

3 いじめ防止対策の実施計画

(1) 「蛍の子（ひかりかがやく子）」づくり

子どもの輝いた表れを可視化して、良さに気付き、良さを築く子を育てる。教室に「蛍の里コーナー」を設置し、がんばって伸びた力を確かめ合う。自分についてきた力や友だちから見た自分の良さを蓄積していくことで自己肯定感を持ち、自己有用感を高めていく。

(2) よりよいクラスづくり

学級活動の時間を使い、友達とのよりよい関係を築くために、話の聞き方・自己表現の仕方・相手意識をもったよりよい対応の仕方等について学び、思いやりをもった行動がとれるようにする。子どもに考えさせながら、日々の授業や学級活動に取り組む。

(3) 子どもを語る時間の実施

職員間の情報共有を通して個々の児童を理解した上で、適切な対応や指導を行う。

(4) いじめ防止アンケートの実施

年間5回いじめ防止アンケートを実施して、子どもの気持ちや様子、人間関係を把握し支援や指導に生かす。

(5) 道徳授業の充実

- 道徳の年間計画に基づき、計画的・発展的に指導し、補充・深化・統合を図る。
- 教室内の道徳コーナーに、授業や活動の状況や結果を掲示し活用する。
- 道徳的問題や価値について多面的・多角的に考え、対話を通して議論を深める。参観会には授業を公開し、保護者の関心を高め、家庭との連携を図る。

(6) 美しい言葉の実践

相手を認める言葉や励ます言葉、共に高め合っていく言葉（キラほか言葉）等の美しい言葉を使って声をかけ合うことで、よりよい自分やよりよい仲間づくりに取り組む。

4 地域・保護者との連携

(1) 参観会、懇談会、保護者面談

子どもたちの日頃の様子を情報交換し、児童の実態把握・理解に努める。

(2) 教育相談

年間10回程度（毎月火曜日を基本）の教育相談を計画的に実施して、保護者との面談を通して連絡・連携を密にし、いじめの早期発見や実態把握、迅速な対応ができるようにする。計画以外にも随時相談を受け付け、スクールカウンセラーも活用する。

(3) 民生児童委員との連携

民生児童委員と語る会を実施する。また、授業参観を通して児童の実態を捉え、教育活動やいじめ防止に関しての意見を聞く。

5 いじめを受けていると思われる場合の対応

(1) 情報の把握

児童がいじめを受けているという情報を子ども、保護者、職員、地域から受けた時には、速やかに関係者と連絡を取り、情報を共有し事実確認をする。その際、被害者への配慮を十分にする。

(2) 記録を確実にとり、共有する

①被害者・加害者の氏名

②いじめの状況

事実の有無、様態、発端、発覚のきっかけ、周囲の子どもたち・保護者の状況等

③報告状況

④対応・対策、結果

(3) 教育委員会への報告

●犯罪行為、生命に関わる事案等、緊急を要する場合は速やかに報告する。

●緊急を要さない事案については、生徒指導月例報告において報告する。

(4) いじめ防止対策委員会の開催

いじめに関係する職員を速やかに招集し、今後の支援や指導、対応について協議し、素早く実行に移す。

(5) 継続的な支援、指導及び助言

①いじめを受けた子ども、その保護者に対する支援を行う。

②いじめを行った子どもに対する指導、その保護者に対する支援を行う。

③保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

(6) 教育を受ける権利の保障

いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。